

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、特別看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、専門看護師等手当、<u>ダブルアポイントメント手当</u>、<u>ベースアップ評価料対象手当</u>、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当とする。</p> <p>(給与の支給日等)</p> <p>第4条 基本給及び諸手当（期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1の月の初日から末日までとす</p>	<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。</p> <p>2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、特別看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、専門看護師等手当、<u>ダブルアポイントメント手当</u>、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当とする。</p> <p>(給与の支給日等)</p> <p>第4条 基本給及び諸手当（期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1の月の初日から末日までとす</p>

る。

(略)

- 3 基本給の調整額，管理職手当，学長補佐等手当，初任給調整手当，扶養手当，調整手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，広域異動手当，特別看護業務手当，専門看護師等手当，ダブルアポイントメント手当，ベースアップ評価料対象手当及び寒冷地手当は，基本給の支給日に支給する。ただし，事務処理上やむを得ない事情のため，その日に支給することができないときは，翌月の基本給の支給日に支給することができる（第4項及び第5項において同じ。）。

(略)

(日割計算等)

第6条 新たに職員となった者には，その日から基本給を支給し，基本給額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた基本給を支給する。

- 2 職員が退職し，又は解雇されたときは，その日まで基本給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは，その月まで基本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であつて，月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは，その基本給額は，その月の現日数から旭川医科大学職員の労働時間，休日，休暇等に関する規程（平成16年旭医大達第165号。以下「労働時間等規程」という。）第8条第1項第1号及び第2号に規定する休日（同規程第9条の規定により休日の振替を行い，休日に勤務した職員にあつては，当該振替後の休日）並びに第21条第6号及び第7号に規定する特別休暇の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 5 前各項の規定は基本給の調整額，管理職手当，初任給調整手当，

る。

(略)

- 3 基本給の調整額，管理職手当，学長補佐等手当，初任給調整手当，扶養手当，調整手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，広域異動手当，特別看護業務手当，専門看護師等手当，ダブルアポイントメント手当及び寒冷地手当は，基本給の支給日に支給する。ただし，事務処理上やむを得ない事情のため，その日に支給することができないときは，翌月の基本給の支給日に支給することができる（第4項及び第5項において同じ。）。

(略)

(日割計算等)

第6条 新たに職員となった者には，その日から基本給を支給し，基本給額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた基本給を支給する。

- 2 職員が退職し，又は解雇されたときは，その日まで基本給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは，その月まで基本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であつて，月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは，その基本給額は，その月の現日数から旭川医科大学職員の労働時間，休日，休暇等に関する規程（平成16年旭医大達第165号。以下「労働時間等規程」という。）第8条第1項第1号及び第2号に規定する休日（同規程第9条の規定により休日の振替を行い，休日に勤務した職員にあつては，当該振替後の休日）並びに第21条第6号及び第7号に規定する特別休暇の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 5 前各項の規定は基本給の調整額，管理職手当，初任給調整手当，

調整手当、広域異動手当及びベースアップ評価料対象手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第31条から第33条まで及び第41条から第43条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額、これらに対する調整手当、管理職手当、学長補佐等手当（第41条から第43条の場合は除く。）、初任給調整手当、広域異動手当、特別看護業務手当、専門看護師等手当、ダブルアポイントメント手当、ベースアップ評価料対象手当及び寒冷地手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(略)

(ベースアップ評価料対象手当)

第34条の15 ベースアップ評価料対象手当は、病院において医療に従事する次に掲げる職員に支給する。（新設）

(1) 一般職基本給表（一）適用者（ただし、医療支援課所属の社会福祉士、保育士、医事課所属の診療情報管理士、医師事務作業補助者及び技術職員に限る）（新設）

(2) 一般職基本給表（二）、医療職基本給表及び看護職基本給表適用者（新設）

(3) 再雇用契約職員のうち、前各号に掲げる職員と同様の業務を行う者（新設）

2 前項の手当額は、1月につき8,700円とする。（新設）

(略)

附 則

1 この規程は、令和6年12月4日から施行し、改正後の旭川医科大学職員給与規程は、令和6年6月1日から適用する。

2 改正後の旭川医科大学職員給与規程の規定は、この規程の施行日

調整手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第31条から第33条まで及び第41条から第43条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額、これらに対する調整手当、管理職手当、学長補佐等手当（第41条から第43条の場合は除く。）、初任給調整手当、広域異動手当、特別看護業務手当、専門看護師等手当、ダブルアポイントメント手当及び寒冷地手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(略)

(略)

の前日以前に本学を退職した職員については適用しない。

3 この規程は、国家公務員の給与改正に伴う基本給表の改正又はベースアップを目的とした診療報酬加算制度の改定があった場合には、その都度、手当額の変更や手当の廃止を行うものとする。

【改正理由】

診療報酬加算による医療に従事する職員へのベースアップを行うため、所要の改正を行うものである。